

議案第 4 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所等の保育士・保育従事者の配置基準を改めるため、君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年君津市条例第 2 2 号）の一部を改正しようとするもの。

君津市条例第 号

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の君津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。